

第5章 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、一定の事由によって職員がその職務を十分に果たすことができない場合などに、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分で、公務能率の維持向上を図ることを目的としています。

懲戒処分は、職員の一定の服務義務違反に対して職員に科する制裁としての処分で、規律の維持を目的として職員の道義的責任を問うものです。

1 処分事由別分限処分数

任命権者は、地方公務員法で定める事由がある場合に職員を降任又は免職することができ、地方公務員法又は条例で定める事由がある場合に職員を休職又は降給させることができることとされています。

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障のため職務遂行に支障がある等の場合 (法第28条第1項第2号)	0人	7人	0人	0人	7人
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	2人	0人	0人	0人	2人
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障のため長期休養を要する場合 (法第28条第2項第1号)	0人	0人	576人	0人	576人
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	0人	0人	0人	0人	0人
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	2人	7人	576人	0人	585人

(注) 1. 法とは地方公務員法をいいます。

2. 条例に定める事由とは、公共的施設等で職務に関連する事項の研究等に従事する場合や外国政府等の招きにより職務に関連する業務に従事する場合等です。

3. 同一の者が複数回にわたって同一の規定により分限処分に付された場合、その数を1として計上しています。

2 処分事由別懲戒処分数

任命権者は、地方公務員法で定める事由がある場合、職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができることとされています。

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第 29 条第 1 項第 1 号)	3 人	3 人	4 人	4 人	14 人
職務上の義務違反又は怠慢 (法第 29 条第 1 項第 2 号)	2 人	1 人	2 人	0 人	5 人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第 29 条第 1 項第 3 号)	0 人	0 人	2 人	0 人	2 人
合 計	5 人	4 人	8 人	4 人	21 人

(注) 法とは地方公務員法をいいます。